

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて（商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月7日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

改正理由

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴う改正

専決第7号

専 決 処 分 書

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

飛驒市長 都 竹 淳 也

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例 の一部を改正する条例

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例（平成16年飛驒市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の区域が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定により同法第2条第2項の過疎地域とみな」を「が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定による過疎地域の市町村として公示」に改める。

第2条中「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）」に改める。

附則第5項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、施行日以後に取得された設備において適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市の<u>区域が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定により同法第2条第2項の過疎地域とみな</u>されたことに伴い、本市の区域内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の特例を定めるものとする。</p> <p>(適用固定資産)</p> <p>第2条 この条例の適用が受けられる固定資産は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、当該事業の用に供する機械及び装置又は建物（<u>過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）</u>第1条に規定する特別償却設備に限る。）及びその敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったものに限る。）とす</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市が<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定による過疎地域の市町村として公示</u>されたことに伴い、本市の区域内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の特例を定めるものとする。</p> <p>(適用固定資産)</p> <p>第2条 この条例の適用が受けられる固定資産は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、当該事業の用に供する機械及び装置又は建物（<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）</u>第1条に規定する特別償却設備に限る。）及びその敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったものに限る。）とす</p>

る。

第3～5条 略

附 則

(施行期日)

1～4 略

(この条例の失効)

5 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

以下 略

る。

第3～5条 略

附 則

(施行期日)

1～4 略

(この条例の失効)

5 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

以下 略

商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴う改正

2 改正の内容

- (1) 「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）が失効し、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）が制定され、合わせて同法律名称を題名の一部とする省令の名称が変更されたことに伴い、当該条例における法律名称及び省令名称の引用部分を改正するもの。

（第1条、第2条関係）

- (2) 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」（令和3年総務省令第31号）に規定される失効期限に合わせて、当該条例の失効期限を延長するため改正するもの。

（改正前）平成33年3月31日 → （改正後）令和6年3月31日

（附則第5項関係）

3 施行日

附則第5項	公布の日
第1条、第2条	令和3年4月1日